

告 示

埼玉県告示第二十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十九年一月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ステラ

三 代表者の氏名

仲島 文弘

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市大字山田三百四十一番地六

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者が自らの意思により自立した生活が営めるよう、就労支援をはじめとする生活全般を総合的に支援することにより、障がい者の自己実現を図り、障がい者自らが社会の構成員の一員として貢献できる地域社会を創造することによって福祉の増進に寄与することを目的とする。